

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次 ページ

規 則

○北海道行政組織規則の一部を改正する規則..... (人事課)	73
○北海道自然環境等保全条例施行規則及び北海道希少動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... (自然環境課)	74

訓 令

○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令..... (人事課)	74
---------------------------------	----

告 示

○有害興行の指定..... (生活文化・青少年室)	75
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (土地改良指導課)	75
○土地改良区の定款の変更の認可..... (土地改良指導課)	75
○土地改良事業の工事の完了の届出..... (土地改良指導課)	76
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (土地改良指導課)	76
○道営土地改良事業の工事の完了..... (土地改良指導課)	76
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (漁業指導課)	76
○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課)	77
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	77
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	77
○都市計画事業の認可..... (都市環境課)	78
○第一種市街地再開発事業に係る再開発会社施行の変更認可..... (建築指導課)	78

支 庁 告 示

○特定調達契約に係る入札の公告 (2 件)	78
-----------------------------	----

道 議 会 告 示

○北海道議会議員の職にあった者の待遇に関する規程の一部改正.....	81
------------------------------------	----

規 則

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年 6 月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第111号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則

北海道行政組織規則 (昭和41年北海道規則第21号) の一部を次のように改正する。

第218条第 1 項中「資源管理部、養殖技術部及び病理環境部」を「さけます資源部、内水面資源部及び養殖病理部」に改め、同項の資源管理部の事項から病理環境部の事項までを次のように改める。

さけます資源部

- (1) 事業計画の企画及び総合調整を行うこと。
- (2) さけ・ます類の増殖に関する調査、試験及び研究を行うこと。
- (3) さけ・ます類の孵化及び放流を行うこと。
- (4) さけ・ます類の繁殖の保護に関する調査及び試験を行うこと。
- (5) さけ・ます類の種卵及び種苗の配布に関すること。
- (6) さけ・ます類の資源管理及び増殖に関する指導及び普及を行うこと。

内水面資源部

- (1) 水族の増殖に関する調査、試験及び研究を行うこと (さけます資源部の主管に属するものを除く。)。
- (2) 水族の繁殖の保護に関する調査及び試験を行うこと (さけます資源部の主管に属するものを除く。)。
- (3) 水族の資源管理及び増殖に関する指導及び普及を行うこと (さけます資源部の主管に属するものを除く。)。
- (4) 水族の環境対策に関する調査、試験及び研究並びに技術の普及を行うこと。
- (5) 水族の増養殖に係のある物料の分析、鑑定、試験及び調査を行うこと。

養殖病理部

- (1) 水族の防疫・診断・治療に関する調査、試験及び研究並びに技術の普及を行うこと。
- (2) 水族の養殖に関する調査、試験及び研究を行うこと。
- (3) 水族の養殖に関する指導及び普及を行うこと。

第218条第 3 項中「資源管理部」を「さけます資源部」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 水産孵化場の内水面資源部に道東内水面室を置き、第 1 項の内水面資源部の分掌事務のうち、第 1 号から第 4 号まで掲げる事務の一部を分掌させる。

第219条第 2 項の表を次のように改める。

名	称	位	置
北海道立水産孵化場道北支場		増 毛 郡	増 毛 町
北海道立水産孵化場道南支場		爾 志 郡	熊 石 町

植えましよう
命はくむ
木々達を

北海道立水産孵化場道東支場 標津郡中標津町

第262条の8の地域支援課の事項に次の1号を加える。

（4）その他指導援助課の主管に属しないこと。

別表第8その2知事政策部の項第3号を削り、同項第4号中「推進」を「総合調整」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を第5号とし、同項に次の1号を加える。

6 第27条第2項に定める代表課等の事務に関すること。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成16年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日において現に次の表の左欄に掲げる出先機関の内部組織の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、当該右欄に掲げる出先機関の内部組織の相当の職員となるものとする。

水産孵化場資源管理部	水産孵化場さけます資源部
水産孵化場養殖技術部	水産孵化場養殖病理部
水産孵化場病理環境部（魚病防疫対策等業務を処理すべきこととされている者に限る。）	水産孵化場養殖病理部
水産孵化場病理環境部（魚病防疫対策等業務を処理すべきこととされている者を除く。）	水産孵化場内水面資源部
水産孵化場増毛支場	水産孵化場道北支場
水産孵化場熊石支場	水産孵化場道南支場

北海道自然環境等保全条例施行規則及び北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 6月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第112号

北海道自然環境等保全条例施行規則及び北海道希少野生動植物の保護に関する条例施

行規則の一部を改正する規則

（北海道自然環境等保全条例施行規則の一部改正）

第1条 北海道自然環境等保全条例施行規則（昭和49年北海道規則第14号）の一部を次のように改正する。

第28条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を削り、第6号を第3号とし、第7号を第4号とする。

（北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則（平成13年北海道規則第123号）の一部を次のように改正する。

第19条第3号キ中「国立又は」を削る。

第32条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を削り、第6号を第3号とし、第7号を第4号とする。

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

訓

令

北海道訓令第11号

本 庁
出 先 機 関

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年 6月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令

北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第4条の2の見出し中「知事政策部知事室長」の次に「及び知事室次長」を加え、同条中「又は部次長専決事項」を削り、同条に次の1項を加える。

2 知事室次長は、その職務に係る別表第1に掲げる部次長専決事項を専決することができる。

別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項中第25項を第26項とし、第12項から第24項までを1項ずつ繰り下げ、第11項の次に次の1項を加える。

12 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）の施行に関する事務

（1）第60条第1項の規定に基づき、解体業の許可をすること。

（2）第62条第2項の規定に基づき、解体業の不許可の処分をした旨の通知をすること。

（3）第63条第1項の規定に基づき、解体業に係る変更の届出を受理すること。

(4) 第64条の規定に基づき、解体業に係る廃業等の届出を受理すること。
(5) 第66条の規定に基づき、解体業の許可を取り消し、又は1年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。
(6) 第67条第1項及び第70条第1項の規定に基づき、破碎業の許可及び変更の許可をすること。
(7) 第69条第2項（第70条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、破碎業の不許可の処分をした旨の通知をすること。
(8) 第71条第1項の規定に基づき、破碎業に係る変更の届出を受理すること。
(9) 第72条において準用する第64条の規定に基づき、破碎業に係る廃業等の届出を受理すること。
(10) 第72条において準用する第66条の規定に基づき、破碎業の許可を取り消し、又は1年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。
(11) 第125条第1項及び第2項の規定に基づき、解体業等の許可をしようとするとき及び許可の取消し等の処分をしようとするときに、第62条第1項第2号へから又までに該当する事由の有無について、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くこと。
(12) 第127条の規定に基づき、関係行政機関への照会等を行うこと。
(13) 第130条第1項の規定に基づき、関連事業者に対して必要な報告をさせること。
(14) 第131条第1項の規定に基づき、職員に関連事業者に対する立入検査をさせること。
別表第4の支庁の本庁水産林務部の分掌事項第18項第5号中「第26条の2第1項」の次に「又は第2項」を加える。
附 則
この訓令は、平成16年7月1日から施行する。

告			示	
北海道告示第626号				
北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。				
平成16年6月29日				
			北海道知事 高 橋 はるみ	
興行の種別	興 行 の 題 名	制作会社又は配給会社	指定の指 定 の 理 由 範 囲	
映 画	べっぴん教師 吐息の愛撫	オ ー ビ ー 映 画	全 部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害する
同	団地の奥さん、同窓会に行く	新 東 宝 映 画		
同	欲望	光和インターナショナル		

おそれがあると認められるため

北海道告示第627号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、狩場利別土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成16年 6月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成16. 6. 16	理 事	鈴 木 幹 男	今金町字豊田107番地の38
同	同	同	酒 井 誠 一	北檜山町字若松867番地の 2
同	同	同	江 上 英 章	同 字徳島12番地
同	同	同	大 庭 祐 一	同 字西丹羽355番地の 1
同	同	同	山 田 康 夫	同 字栄309番地
同	同	同	黒 須 隆 之	今金町字住吉 6 番地の 1
同	同	同	新家子 幸 夫	北檜山町字愛知1703番地
同	同	同	田 畑 利 雄	今金町字八束183番地の53
同	同	同	田 中 文 夫	同 字神丘701番地
同	同	監 事	長 沼 敏 文	北檜山町字西丹羽617番地の11
同	同	同	仁 木 幹 雄	同 字田代65番地の 6
同	同	同	佐 藤 弘 一	今金町字鈴金13番地の 7
退 任	同 16. 6. 15	理 事	鈴 木 幹 男	同 字豊田107番地の38
同	同	同	酒 井 誠 一	北檜山町字若松867番地の 2
同	同	同	江 上 英 章	同 字徳島12番地
同	同	同	大 庭 祐 一	同 字西丹羽355番地の 1
同	同	同	山 田 康 夫	同 字栄309番地
同	同	同	黒 須 隆 之	今金町字住吉 6 番地の 1
同	同	同	新家子 幸 夫	北檜山町字愛知1703番地
同	同	同	田 畑 利 雄	今金町字八束183番地の53
同	同	同	田 中 文 夫	同 字神丘701番地
同	同	監 事	長 沼 敏 文	北檜山町字西丹羽617番地の11
同	同	同	仁 木 幹 雄	同 字田代65番地の 6
同	同	同	佐 藤 弘 一	今金町字鈴金13番地の 7

北海道告示第628号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成16年 6月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成16. 6.17	旭鷹土地改良区
同 16. 6.18	富良野土地改良区

北海道告示第629号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。

平成16年 6月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

事業主体名	地区名	事業の種類	完了年月日
初山別土地改良区	南明里	小規模土地改良（農業用排水）	平成15.12. 5
増毛町	信砂	同	同 15.12.10
砂原町	紋兵工砂原1	災害復旧（農業用施設）	同 15. 5.27
同	紋兵工砂原2	同（農地）	同

北海道告示第630号

道営土地改良（本郷地区経営体育成基盤整備（区画整理、暗きょ、農業用排水、農道））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道胆振支庁に備え置いて、平成16年 6月30日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年 6月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第631号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成16年 6月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日
北明里	土地改良総合整備〔担い手育成型〕（区画整理）	平成10. 5.29
同	同（農業用排水、暗きょ）	同 13. 3.19

川北	同	（区画整理）	同 11.12.10
同	同	（農業用排水）	同 13. 2.20
同	同	（暗きょ）	同 12.12.14
小平西	同	（農業用排水、暗きょ）	同 15. 1.20
同	同	（区画整理）	同 13.12.14
ルルモッベ	中山間地域総合整備（農業用排水）		同 14. 3.11
同	同	（農道）	同 14. 7.31
同	同	（ほ場整備）	同 13.10.26
同	同	（暗きょ）	同 14. 5.15
泉源東部	畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水、暗きょ）		同 15. 2.10
苫前	同	〔担い手育成型〕（農業用排水）	同 16. 1.20
同	同	（区画整理、暗きょ）	同 15.11.18
有明	経営体育成基盤整備（農業用排水、客土）		同 15.12.10
同	同	（区画整理）	同 15. 1.20
同	同	（暗きょ）	同 13. 3.21
大楸	かんがい排水〔一般〕		同 15.12.10
同	防災ダム		同
上小川	同		同 16. 3.19
築別上築	一般農道整備（広域関連）		同 15.11.20
重内帰山	水田農業経営確立排水対策特別（農業用排水）		同 15.12.10

北海道告示第632号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成16年 6月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
漁業取締船ほっかい上架修理工事 一式
- 落札を決定した日
平成16年 6月11日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 檜崎造船株式会社 代表取締役社長 波多 洋
(2) 住 所 室蘭市築地町135番地
- 落札金額
70,350,000円
- 競争の相手方を決定した手続

- 一般競争入札
6 一般競争入札の公告
平成16年4月27日付け北海道告示第470号
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道水産林務部漁業指導課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第633号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成16年6月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 苫小牧市真砂町1（次の図に示す部分に限る。）
2 指 定 の 目 的 潮害の防備
3 指 定 施 業 要 件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び苫小牧市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第634号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成16年6月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 石狩市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 風害の防備
(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 石狩市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 風害の防備
(3) 解 除 の 理 由 排水路用地とするため

- 3(1) 解除予定保安林の所在場所 岩内郡岩内町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

4(1) 解除予定保安林の所在場所 沙流郡日高町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課並びに石狩市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第635号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成16年6月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 函館市蛾眉野町194の1、194の3から194の5までの所在場所
(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
蛾眉野町194の1・194の3から194の5まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 亀田郡恵山町字高岱432の1から432の4までの所在場所
(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字高岱432の2から432の4まで

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課並びに函館市役所及び恵山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第636号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成16年6月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 施行者の名称

札幌市

2 都市計画事業の種類及び名称

札幌圏都市計画道路事業（3・1・1号創成川通）

3 事業施行期間

平成16年6月29日から平成23年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

札幌市中央区南7条西1丁目、南6条西1丁目、南5条西1丁目、南4条西1丁目、南3条西1丁目、南2条西1丁目、南1条西1丁目、大通西1丁目、北1条西1丁目、北2条西1丁目、北3条西1丁目、南7条東2丁目、南7条東1丁目、南6条東1丁目、南5条東1丁目、南4条東1丁目、南3条東1丁目、南2条東1丁目、南1条東1丁目、大通東1丁目、北1条東1丁目、北2条東1丁目及び北3条東1丁目地内

(2) 使用の部分

なし

北海道告示第637号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第50条の9第1項の規定により、次のとおり第一種市街地再開発事業に係る再開発会社の施行について変更認可した。

平成16年6月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 市街地再開発事業の種類及び名称

富良野駅前地区第一種市街地再開発事業

2 再開発会社の名称

富良野駅前再開発株式会社

3 事務所の所在地

富良野市朝日町2番10号

4 施行認可の年月日

平成15年11月19日

5 事業施行期間

平成15年11月19日から平成19年12月31日まで

6 変更の内容

変更前

富良野市朝日町2番10号

変更後

富良野市朝日町3番1号

7 変更認可の年月日

平成16年6月21日

支 庁 告 示

北海道渡島支庁告示第6001号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年6月29日

北海道渡島支庁長 前 田 晃

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 除雪トラック（10t級、6×6、S・G・2W）

1台

交換契約により除雪トラック1台（10t級、6×6、S・G・2W）を契約の相手方に供し、除雪トラック1台（10t級、6×6、S・G・2W）を当該契約の相手方から調達する。

イ 除雪トラック（10t級タンク、4×4、S・G）

1台

交換契約により除雪ドーザ1台（13t級）を契約の相手方に供し、除雪トラック1台（10t級タンク、4×4、S・G）を当該契約の相手方から調達する。

ウ ロータリ除雪車（1.3m/700t級）

1台

交換契約によりロータリ除雪車1台（80PS級）を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車1台（1.3m/700t級）を当該契約の相手方から調達する。

エ 凍結防止剤散布車（湿式2.5㎡級）

1台

オ 凍結防止剤散布車（湿式2.5㎡級）

1台

交換契約により凍結防止剤散布機1台（2.0㎡級車載式）を契約の相手方に供し、凍結防止剤散布車1台（湿式2.5㎡級）を当該契約の相手方から調達する。

(2) 調達をする物品等の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期日

平成16年12月22日

(4) 納 入 場 所

ア	函館土木現業所江差出張所	1 台
イ	同 松前出張所	1 台
ウ	同 今金出張所	1 台
エ	同 今金出張所	1 台
オ	同 事業部事業第一課	1 台

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する物品の購入等の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成16年6月29日から7月21日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041 - 0806 北海道函館市美原4丁目6番16号
北海道函館土木現業所企画総務部総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道函館土木現業所企画総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎入札室（送付による場合は、郵便番号 041 - 0806 北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道函館土木現業所企画総務部総務課）

- (2) 入 札 日 時 平成16年8月9日（月）午後1時30分（送付による場合は、必着）

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道函館土木現業所企画総務部総務課
- (2) 所 在 地 郵便番号 041 - 0806 北海道函館市美原4丁目6番16号
北海道函館土木現業所企画総務部総務課
電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 4115

10 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

- a . Snow Remover Truck (10 tons class, 6 wheels-drive. Attaching one-way snowplow, snow scraper blade and two-way side-plow) Quantity 1
- b . Snow Remover Truck with Water Sprinkler (10 tons class, 4 wheels-drive. Attaching one-way snow plow) Quantity 1
- c . Rotary Snow Remover (Rotary plow length 1.3 meters, Maximum snow removingcapacity : 700 tons per an hour class) Quantity 1
- d . Truck Mounted Spreader (Wet spreading type, Hopper capacity : 2.5 cubic meters, 4-wheels drive) Quantity 1
- e . Truck Mounted Spreader (Wet spreading type, Hopper capacity : 2.5 cubic meters, 4-wheels drive) Quantity 1

B . Bid tendering date and time : 1 : 30 P. M., August 9, 2004

C . Contact point of notice : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Hakodate District Public Works Management Office, 16-gou, 6-ban, 4-chome, Mihara chou, Hakodate, Hokkaido, 041-0806 Japan
Phone : 0138-47-9000 Extension 4115

北海道旭川支庁告示第5003号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年北海道旭川支庁告示第5001号（特定調達契約に係る入札の公告）は、廃止する。

平成16年6月29日

北海道旭川支庁長 青 木 次 郎

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

除雪トラック（10 t 級、6 × 6、S・G・2W付1台、10 t 級、6 × 6、S・G・1W付1台）
2台

交換契約により除雪トラック2台（10 t 級、6 × 6、S・G・2W付1台、10 t 級、6 × 6、S・G・1W付1台）を契約の相手方に供し、除雪トラック2台（10 t 級、6 × 6、S・G・2W付1台、10 t 級、6 × 6、S・G・1W付1台）を当該契約の相手方から調達する。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 平成16年11月26日

(4) 納入場所 北海道旭川市東3条5丁目
北海道旭川土木現業所事業第一課

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成16年6月29日（火）から7月20日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな

ければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079 - 8613 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道旭川土木現業所企画総務部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道旭川土木現業所企画総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道旭川合同庁舎
3階会議入札室（送付による場合は、郵便番号 079 - 8613 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道旭川土木現業所企画総務部総務課）

(2) 入札日時 平成16年8月4日（水）午後1時30分（送付による場合は、必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道旭川土木現業所企画総務部総務課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道旭川土木現業所企画総務部総務課

(2) 所在地 郵便番号 079 - 8613 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号
電話番号 0166 - 46 - 5111 内線 4114

10 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

Snow Removing Truck (10 tons class, 6 wheels-drive. Attaching one-way snow plow, snow scraper blade and two-way side-plow : 1 Attaching one-way snow plow, snowscraper blade and one-way side-plow : 1) Quantity 2

B . Bid tendering date and time : 1 : 30 P. M., August 4 2004
C . Contact point of notice : General Affairs Division, Planning and General Affairs
Department, Asahikawa District Public Works Management Office, 6-19-1-1
Nagayama Asahikawa-City Hokkaido, 079-8613 Japan
Phone : 0166-46-5111 Extension 4114

道 議 会 告 示

北海道議会告示第1号

北海道議会議員の職にあった者の待遇に関する規程（昭和37年2月11日制定）の一部を次のように改正する。

平成16年6月29日

北海道議会議長 神 戸 典 臣

北海道議会議員の職にあった者の待遇に関する規程の一部を改正する規程

第2条第1号中「別記1形象」を「別記形象」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

別記2を削り、別記1を別記とする。

附 則

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

